

保険料率が決まりました

国民健康保険料率を北海道が示した標準保険料率を基に改定しました。保険料は、7月中旬に送付する保険料納付通知書をご確認ください。

区分		令和2年度	令和3年度	差引
医療分 加入者の医療費に 充てる分	所得割：%	8.53	8.44	△0.09
	均等割：円	31,880	27,390	△4,490
	平等割：円	21,690	28,890	7,200
	賦課限度額：円	630,000	630,000	0
支援金分 後期高齢者医療へ の支援分	所得割：%	2.49	2.46	△0.03
	均等割：円	9,590	8,160	△1,430
	平等割：円	6,520	8,610	2,090
	賦課限度額：円	190,000	190,000	0
介護分（40～64 歳の加入者が対象） 介護保険制度への 負担分	所得割：%	1.76	1.77	0.01
	均等割：円	9,260	8,090	△1,170
	平等割：円	4,670	6,300	1,630
	賦課限度額：円	170,000	170,000	0
合計	所得割：%	12.78	12.67	△0.11
	均等割：円	50,730	43,640	△7,090
	平等割：円	32,880	43,800	10,920
	賦課限度額：円	990,000	990,000	0

保険証などが新しく

8月以降に使える新しい保険証を7月下旬に送付します。

有効期限 令和4年7月31日

国民健康保険被保険者証【薄い水色】

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証【薄い水色】（70歳から74歳の方）

納付に困ったら早めの相談を

保険料の納付が難しい特別な事情がある場合や、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合などの保険料の支払い猶予、減免の相談を受け付けています。

通常の開庁時のほかに、夜間や休日にも相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

夜間相談窓口 毎月最終木曜日
午後5時30分～8時

休日相談窓口 毎月最終日曜日
午前9時～正午

※日程は、折り込みのいきいきナビでご確認ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率が決まりました

保険料は、7月中旬に個別にお知らせします。

計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算）

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 最大43万円) × 10.98% ※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

均等割の軽減割合などが変わります

世帯の所得に応じて均等割の軽減を行っていますが、次のとおり軽減割合と所得要件が変わります。

軽減割合	対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	
	令和2年度	令和3年度
7.75割	33万円以下	
7割	33万円以下かつ被保険者全員の所得なし（年金収入の場合80万円以下）	43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
5割	33万円 + (28万5千円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
2割	33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下

※給与所得者などとは、次のいずれかに該当する方です。
 ●給与などの収入金額が55万円を超える
 ●公的年金の収入金額が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円を超える

保険証などが新しく

8月以降に使える新しい保険証を7月中旬に送付します。

有効期限 令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証【黄緑色】

限度額適用認定証など【橙色】

対象 次のいずれかに該当する方

- 住民税非課税世帯
- 現役並み所得者（窓口負担3割）で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯

※所得が確認できない場合は、所得の申告と申請が必要です。